

日本労働年鑑 第50集 1980年版  
The Labour Year Book of Japan 1980

第二部 労働運動

XI 農民運動

2 主要な農民運動

2 食管制度をめぐる運動

(2) 米の生産調整反対運動

全日農の米生産調整反対運動

全日農は一九七〇年に政府の生産調整構想が公表されて以来、それは政府みずからが政策的に生みだした米過剰を農民の犠牲によって解消せんとするものであり、農民切り捨てによる農業再編成にほかならないとし、反対闘争推進会議や集会を開き、抗議行動を展開してきた。

七八年一二月に開催された全日農第一八回定期大会で確認された七九年の闘争課題のうち、もっとも重視されているのが、米価・食管闘争の一環として位置づけられた米の新生産調整反対闘争であった。また、七九農民春闘委の主要要求の第一に「米の減反と強権的地域農業再編合理化反対」が打ち出された。同じ農民春闘委による七月の米価要求総決起大会の名称にも要求米価とならんで「減反反対」が打ち出され、対政府抗議行動がおこなわれた。

しかし、米の過剰圧力と食管会計赤字縮小路線そして減反不協力農家にたいするペナルティという分断攻撃が強まるなかで、総じて生産調整反対の運動は弱められた。七八年から七九年にかけて、生産調整反対にかんする要請は個々的にはみられたものの、独自の抗議集会ないし抗議行動はみられなかった。なお全農総連は生産調整反対の方針さえも打ち出すことはできなかったし、農協など農業団体は食管制度を守るという名目のもとに生産調整に積極的に協力する態度をとった。この結果、七九年六月三〇日現在の農水省調査による水田転作実施面積は目標を上回る一一九%の四六万六〇〇〇haとなった。

地方の米生産調整反対運動

七六年から七八年にかけて新潟県の福島潟干拓地農民や日農新潟県連、秋田県大潟村農民による生産調整反対運動がみられたが、七八年後半から七九年には注目すべき運動はみられなかった。

日農新潟県連は七八年八月一八日の第二一回定期大会で「食糧自給の確立、新生産調整粉碎」を確認、その一環としてひきつづき福島潟農民の生産調整反対運動に協力している。七八年度の全国の米生産調整達成率が一一三%に達するなかで、新潟県では一二市町村におよぶ未達成地域がでた。それは日農新潟県連とその翼下の三市中蒲原農民(新津市・白根市・五泉市・村松町・亀田町・小須戸町・横越村)などの反対運動の結果であった。七九年三月七日、日農新潟県連は新潟県にたいし、県当局が二月八日指示した「生産調整未達成市町村に対するペナルティ」(生産調

整面積の上乗せ)は法的根拠がなく違法行為であると抗議、中止要請行動をおこなうとともに、県農協中央会が全中決定の転作目標一〇%上積み方針を承認したことにたいし撤回を要求した。

同県豊栄市の国営干拓地福島潟の生産調整反対紛争は七八年三月農民側と国・県が和解し、農家に干拓地が配分された(本年鑑七九年版四〇七ページ参照)。その後も「生産調整反対・福島潟干拓地に稲作を推進する会」は消極的にせよ生産調整反対行動をつづけている。県当局は一月九日、五戸の農家が県の指導する干拓地以外で稲作をおこなったという理由で五人の農民にたいし土地売買契約解除を通告、干拓地返上を求め、ついで七九年一月新潟地裁に「仮登記に基づく所有権移転登記抹消登記手続き」等請求の民事訴訟をおこした。五人の農民はこれを拒否、同時に二月一日、県農業公社を相手に反訴状を新潟地裁に提出した。それによると「県の訴訟提起はいわれない理由に基づくもので濫訴に当たる。これによって原告らは名誉と信用を傷つけられたので、県農業公社は原告一人につき一〇〇万円の損害賠償をする義務がある」というもの。再び福島潟で生産調整をめぐる訴訟闘争が開始された。

日本労働年鑑 第50集 1980年版

発行 1979年11月10日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月25日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1980年版(第50集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---